自動販売機の設置条件

（１）貸付等期間内に 30 日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため自動販売機を使用できないとき（最低入札価格に反映している部分は除く）は、既納の貸付料又は使用料のうち、当該期間中の貸付料又は使用料を日割り計算により返還を求めることができます。

（２）設置費の負担等

自動販売機の設置・撤去、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置、電源を確保するための電気工事(電源が無い場合)並びに安全対策等は設置事業者が契約期間内に行い、これに要する費用はすべて設置事業者の負担とします。また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けてください。

（３）電気料金

①　子メーターを設置していただき、電気料金を区が発行する納入通知書により、指定する日までに納入していただきます。

毎月の電気料計算方式は次のとおりです。

【計算方式】

$$\text{貸付又は設置許可物件の月額電気料金} = \text{子メーターの直結する親メーターによって計算される月額電気料金} \times \frac{\text{子メーターの表示する月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する親メーターの表示する月間消費電力量}}$$

（４）販売品目

①　物件番号１～１２、１４

缶、ペットボトル、紙パック、ビン等（物件番号９～１２はビンの販売不可）の飲料水とし、次のものは除きます。

〈除外品目〉

①　酒類

②　飲料水以外（タバコ、雑貨品等）

②　物件番号１３

アイスクリーム類及び氷菓とし、酒類、タバコは除きます。

〈除外品目〉

①　酒類

②　飲料水以外（タバコ、雑貨品等）

なお、自動販売機設置後の販売品目の変更は、施設管理者と協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて適宜行ってください。また、機器（回収ボックスも含む）を設置する前に、機器のカタログ及び販売品目の一覧を提出してください。機器及び販売品目の変更を行う場合も同様とします。

（５）販売価格

標準販売価格以下としてください。また、販売価格について、設置事業者が施設管理者と協議を行い、販売価格を決定してください。

ただし、下記物件については記載のとおりに対応してください。

・物件番号７のＢ・Ｃ・Ｄ・Ｅおよび物件番号８のＢ・Ｃ・Ｄ・Ｅは、販売品目に 500ｍｌミネラルウォーターを含むようにしてください。

なお、現在、板橋東清掃事務所、志村清掃事業所、西清掃事務所および西清掃事務所西台中継所に設置してある他の自動販売機でのミネラルウォーター販売価格は９０円付近となっているため、他より販売価格が高くなった場合、売上に影響する可能性があります。

（６）機器等の設置

①　「自動販売機の据付基準」（ＪＩＳ規格）や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。

②　「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。

③　自動販売機は特に指定がない限り「災害対応型」を設置してください。

・「災害対応型」は、災害時に、電源の供給が断たれた状態であっても自動販売機内の飲料品を提供できる機能とします。

・「ユニバーサルデザイン」は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した機能とします。

・「アイス」は、アイスクリーム類及び氷菓のみを取り扱う自動販売機とします。

④　自動販売機の外観はデザインや使用する色彩など、周辺設置場所への景観配慮に努めてください。また、特記事項にデザインの指定がある場合は対応してください。

⑤　自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。

⑥　「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めてください。

⑦　容器回収ボックスは、物件ごとに容器の種類に応じた分別回収ボックスを設置してください。ただし、同一施設内に飲料用自動販売機が併設されている物件については、事業者間で協議し、適切な分別回収が可能であれば共同利用を可とします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ってください。

⑧　複数台を設置する箇所については、設置する順序など、事業者間で調整してください。

⑨　可能な限り電子マネー・キャッシュレス決済対応を行うよう努めてください。

⑩　物件番号１１及び１２については防犯カメラ内蔵型自動販売機の設置については、可能な限り対応を行うよう努めてください。対応できない場合は区と協議してください。

なお、画像管理は契約事業者にて行い、関係機関による画像開示要求につい

ても対応してください。

（７）維持管理及び衛生管理

① 「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。

② 商品の補充及び金銭管理並びにゴミの回収及びリサイクルは適切に行ってください。また、搬出入の時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。

③ リサイクルについては、積極的に水平リサイクルに取り組むこと。

④ 自動販売機及び自動販売機周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行ってください。屋外に設置する自動販売機については特に留意してください。

⑤ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の４省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーを解りやすい位置に貼付してください。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応してください。また、故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とします。

（８）災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定について

地震、風水害等の災害時において、自動販売機内の商品を無償提供することについて、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

（９）災害時における飲料水等の供給に関する協定について

板橋区地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要が生じた場合の飲料水等（ミネラルウォーター、その他の飲料）の供給について、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

（10）実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、実績報告書にて定期的に区（施設管理者）へ報告してください。

複数台を一括契約している場合は、設置場所ごとに実績報告書を作成してください。

（11）その他

各設置場所における個別の条件については、配置図の特記事項を確認のうえ、対応してください。また、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。なお、本仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ決定します。